

議案第 2 号

平成 2 5 年度鳥取県立高等特別支援学校入学者選抜方針に係る出願資格について

平成 2 5 年度鳥取県立高等特別支援学校入学者選抜方針に係る出願資格について、下記のとおり提出します。

平成 2 4 年 5 月 8 日

鳥取県教育委員会教育長 横 瀨 純 一

平成 2 3 年 1 0 月に決定した「平成 2 5 年度鳥取県立高等特別支援学校入学者選抜方針」に係る「3 出願資格」について、以下のとおりとする。

(旧)

( 3 ) 学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 95 条各号のいずれかに該当する者

(新)

( 3 ) 学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 95 条各号のいずれかに該当する者(ただし同規則 150 条各号のいずれかに該当する者を除く。)

<理由>

「3 出願資格」の(3)の項について、( 1 )の項との整合性を図るために、学校教育法施行規則 150 条の各号のいずれかに該当する者を除くことを追加する。

( 1 ) 中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了した者(高等学校若しくは特別支援学校高等部又はこれに準ずる学校を卒業した者を除く。)

# 平成 25 年度鳥取県立高等特別支援学校入学者選抜方針

## 1 基本方針

鳥取県立高等特別支援学校入学者選抜は、高等特別支援学校が、中学校又は特別支援学校等の校長から提出される調査書、検査日に実施する諸検査及び面接により生徒の能力、適性等を総合的に評価して行うものとする。

## 2 求める生徒像

- (1) 社会生活に必要な力を進んで身に付けようとする生徒
- (2) 就労による社会的自立をめざす生徒
- (3) 仲間とともに切磋琢磨<sup>さたく</sup>しながら学ぼうとする生徒

## 3 出願資格

鳥取県立高等特別支援学校に出願できる者は、知的障がいの程度が学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 22 条の 3 の表の知的障害者の項に規定する程度の者で、鳥取県内に居住している者（入学までに県内に居住する予定である場合を含む。）であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了した者（高等学校若しくは特別支援学校高等部又はこれに準ずる学校を卒業した者を除く。）
- (2) 平成 25 年 3 月に中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 95 条各号のいずれかに該当する者（ただし同規則 150 条各号のいずれかに該当する者を除く。）

## 4 入学者選抜

### (1) 一般入学者選抜

高等特別支援学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

#### ア 出願期間

平成 24 年 11 月 20 日（火）から同月 22 日（木）までとする。

受付時間は、平成 24 年 11 月 20 日（火）及び 21 日（水）は午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、同月 22 日（木）は午前 9 時から正午までとする。

#### イ 実施期日

平成 24 年 12 月 11 日（火）及び 12 日（水）（ただし、面接は、平成 24 年 12 月 12 日（水）とする。）

#### ウ 検査内容

(ア) 入学志願者全員に対して、次により学力検査を実施する。

##### a 実施教科

社会生活や職業生活に必要な基礎的学力を把握するため、次のとおり学力検査 1 及び学力検査 2 を行う。検査内容は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示されている知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校中学部段階の各教科（外国語科を除く。）の内容を総合的に取り扱うものとする。

(a) 学力検査 1

読み、書き、計算等の内容を中心に取り上げ、社会生活や職業生活に必要な基本的な能力を総合的に評価する。

(b) 学力検査 2

各教科の内容を幅広く取り上げ、社会生活や職業生活において知識や技能を活用し、又は応用する能力を総合的に評価する。

b 検査時間

学力検査 1 及び学力検査 2 の検査時間は、各 45 分間とする。

c 配点

学力検査 1 及び学力検査 2 の配点は、各 50 点とする。

(イ) 入学志願者全員に対して、次により適性検査を実施する。

a 検査内容

作業能力、人間関係形成能力等、社会生活や職業生活に必要な力を把握するため、次のとおり適性検査 1 及び適性検査 2 を行う。

(a) 適性検査 1

作業の正確性、注意観察力、指示理解力、持続力、体力、集中力、手指の巧緻性<sup>ち</sup>等の作業遂行に必要と考えられる能力を総合的に評価する。

(b) 適性検査 2

社会生活や職業生活において必要な対人関係の基礎的な適応能力等について総合的に評価する。

b 検査時間

適性検査 1 及び適性検査 2 の検査時間は、各 45 分間とする。

c 配点

適性検査 1 及び適性検査 2 の配点は、各 50 点とする。

(ウ) 入学志願者全員に対して、作文を実施し、記述内容、文章力等について総合的に評価する。

(エ) 入学志願者全員に対して、個人面接を実施し、受検者の意欲、態度等を評価する。

エ 選抜方法

合格者は、高等特別支援学校で実施する学力検査、適性検査、作文及び面接の結果並びに中学校等の校長から提出された調査書を資料とし、総合的に判定する。

オ 合格発表

平成 24 年 12 月 20 日（木）

カ 入学確約書

合格者は、入学確約書を平成 25 年 1 月 8 日（火）までに、中学校、特別支援学校又は中等教育学校等の校長を経由して高等特別支援学校長に提出する。なお、期限までに入学確約書の提出がない者については、入学辞退者として取り扱う。

キ 繰上合格

高等特別支援学校長は、合格発表後に入学辞退者があり、合格者が募集定員に満たなくなった場合には、あらかじめ定めた順序により繰上合格をすることができる。

(2) 再募集入学者選抜

高等特別支援学校長は、一般入学者選抜の合格発表後に合格者が募集定員に達していない場合には、次に定めるところにより、再募集入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

平成 25 年 1 月 15 日（火）及び 16 日（水）とする。

受付時間は、平成 25 年 1 月 15 日（火）は午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、同月 16 日（水）は午前 9 時から正午までとする。

イ 実施期日

平成 25 年 1 月 24 日（木）

ウ 検査内容

一般入学者選抜に準ずるものとする。

エ 選抜方法

一般入学者選抜に準ずるものとする。

オ 合格発表

平成 25 年 1 月 30 日（水）

5 その他

鳥取県立高等特別支援学校入学者選抜の詳細については、鳥取県教育委員会が別に定める。

# 学校教育法施行規則

(昭和22.5.23文部省令第11号)

最終改正:平成21.8.20文部科学省令第30号

**第九十五条** 学校教育法第五十七条の規定により、高等学校入学に関し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 外国において、学校教育における九年の課程を修了した者
- 二 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 三 文部科学大臣の指定した者
- 四 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和四十一年文部省令第三十六号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- 五 その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

**第百五十条** 学校教育法第九十条第一項の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 外国において学校教育における十二年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 二 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 三 専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 四 文部科学大臣の指定した者
- 五 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）
- 六 学校教育法第九十条第二項の規定により大学に入学した者であつて、当該者をその後に入学者とする大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- 七 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、十八歳に達したもの